

規制改革・民間開放推進3か年計画

(平成16年3月19日閣議決定) 抜粋

II 重点計画事項

(分野別各論)

10 住宅・土地・公共工事・環境

4 ヒートアイランド対策の推進

(1) ヒートアイランド現象に係る調査研究に必要なデータの整備等

国、地方公共団体、大学及び研究機関などにおいてヒートアイランド現象に係る調査研究をより迅速かつ効率的に進めるためには、観測点の増加、データの精緻化や時系列でのデータの整備・充実を図るとともに、当該データが研究機関などで容易に利用できるようにすることが重要である。

このため、ヒートアイランド現象に係る調査研究のために必要なデータの整備状況を把握し、研究機関などによる研究を一層促進させるため、ホームページなどを活用して、当該データを一元的に整理し、公表する。【平成16年度中に措置、その後逐次更新】(Ⅲ環境ウ①a)

また、ヒートアイランド現象へのメカニズムを解明し、その対策を総合的に評価する手法の改良を一層促進する。その際には、大規模な埋立てによる海面等からの冷気の減少が隣接する大都市のヒートアイランド現象に与える影響についても調査研究する。【逐次実施】(Ⅲ環境ウ①b)

(2) 都市形態及び地表面被覆の改善の観点から見たヒートアイランド対策の推進

① 都市における緑地の保全と緑化の推進【平成16年度中に措置】

都市公園、公共空間の緑、民有の樹林地など、ヒートアイランド現象の緩和に資する都市の緑を総合的に確保する観点から、緑地の保全・緑化と都市公園の整備を総合的・一体的に推進する仕組みを整備する。

このうち、都市に残された貴重な緑を保全する制度については、これまで大きな役割を果たしてきた厳しい行為規制を課する緑地保全地区制度のほか、届出制により緑を保全する地域制度を創設するなどの拡充を図り、積極的かつ機動的な緑の確保を図る。また、首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)等に基づく近郊緑地保全区域の新たな指定の促進を図るとともに、近郊緑地の保全管理策の充実・強化を図ることにより、都市における緑地の積極的な確保を推進する。

さらに、民有地が過半を占める市街地の緑を増加させ、人工化された地表面被覆の改善を図るため、建築物の敷地や屋上に緑化を求める措置を導入する。

また、都市公園の整備を進め、緑を確保するため、借地方式で整備する都市公園の活用を進めるとともに、貴重な都市空間を階層的に有効活用する観点から駐車場や店舗などと公園を立体的に整備するための制度を創設する。

(Ⅲ環境ウ②a)

② 水と緑のネットワークの形成など環境負荷の小さな都市の構築

急速な都市化の進展に伴う市街地の拡大、緑地の減少などにより、我が国において都市のヒートアイランド化が進んだと考えられる。このため、人工排熱の削減を図るほか、コンパクトな市街地を形成するとともに、地域の風の流れに配慮して、斜面緑地等の樹林地の保全、河川等の水辺地、農地などの緑地の連続性を確保することなどが必要である。

こうした点を踏まえ、環境負荷の小さな都市の構築に関する都市計画運用指針を策定し、地方公共団体に対して示す。**【平成 15 年度中に措置済】**

また、自然環境の保全・再生・創出を総合的に考慮した水と緑のネットワークを形成するための施策等をまとめた「都市環境インフラのグランドデザイン」について、平成 15 年度に首都圏について取りまとめられるところであるが、近畿圏においても、自然環境の総点検を行うとともにグランドデザインの策定に取り組む。**【平成 16 年度中に措置】** (Ⅲ環境ウ②b)

(3) ヒートアイランド対策に係る大綱の策定等

① ヒートアイランド対策に係る大綱の策定等 **【逐次実施】**

ヒートアイランド対策関係府省連絡会議は、平成 15 年度中にヒートアイランド対策に係る大綱を策定するとともに、その後、本大綱に盛り込まれた対策の進捗状況について検証する。さらに、ヒートアイランド現象のメカニズムの解明、技術開発や対策手法の高度化の状況等を踏まえて、必要に応じ、大綱の見直しを柔軟に実施する。(Ⅲ環境ウ⑤)

② 地方公共団体におけるヒートアイランド対策の推進 **【逐次実施】**

ヒートアイランド現象は地域性の強い問題であり、国における施策の推進に当たっては、関係地方公共団体との十分な連携が必要である。このため、国、関係地方公共団体などによる協議会を設置するなど、関係者間の十分な連携を図るとともに、大綱に基づき、ヒートアイランド現象が顕著な地方公共団体においてもヒートアイランド対策に係る計画の策定を促進する。(Ⅲ環境ウ⑥)

Ⅲ 分野別措置事項

1.4 環境関係

ウ ヒートアイランド

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
① ヒートアイランド現象に係る調査研究に必要なデータの整備等 (環境省、国土交通省)	a ヒートアイランド現象に係る調査研究のために必要なデータの整備状況を把握し、研究機関などによる研究を一層促進させるため、ホームページなどを活用して、当該データを一元的に整理し、公表する。	重点・住宅4(1)	措置	逐次更新	
	b ヒートアイランド現象へのメカニズムを解明し、その対策を総合的に評価する手法の改良を一層促進する。その際には、大規模な埋立てによる海面等からの冷気の減少が隣接する大都市のヒートアイランド現象に与える影響についても調査研究する。			逐次実施	
② 都市形態及び地表面被覆の改善から見たヒートアイランド対策の推進 (国土交通省)	a 都市公園、公共空間の緑、民有の樹林地など、ヒートアイランド現象の緩和に資する都市の緑を総合的に確保する観点から、緑地の保全・緑化と都市公園の整備を総合的・一体的に推進する仕組みを整備する。 このうち、都市に残された貴重な緑を保全する制度については、これまで大きな役割を果たしてきた厳しい行為規制を課する緑地保全地区制度のほか、届出制により緑を保全する地域制度を創設するなどの拡充を図り、積極的かつ機動的な緑の確保を図る。また、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）等に基づく近郊緑地保全区域の新たな指定の促進を図るとともに、近郊緑地の保全管理策の充実・強化を図ることにより、都市における緑地の積極的な確保を推進する。 さらに、民有地が過半を占める市街地の緑を増加させ、人工化された地表面被覆の改善を図るため、建築物の敷地や屋上に緑化を求める措置を導入する。 また、都市公園の整備を進め、緑を確保するため、借地方式で整備する都市公園の活用を進めるとともに、貴重な都市空間を階層的に有効活用する観点から駐車場や店舗などと公園を立体的に整備するための制度を創設する。	重点・住宅4(2) ①	措置		
	b 自然環境の保全・再生・創出を総合的に考慮した水と緑のネットワークを形成するための施策等をまとめた「都市環境インフラのグランドデザイン」			重点・住宅4(2) ②	措置

	について、平成15年度に首都圏について取りまとめられるところであるが、近畿圏においても、自然環境の総点検を行うとともにランドデザインの策定に取り組む。				
③ 人工排熱の削減 (経済産業省、国土交通省、環境省)	空調システム、電気機器、自動車などの人間活動から排出される人工排熱を削減するため、当該エネルギー消費機器等の高効率化、建物の断熱・緑化、未利用エネルギー・自然エネルギーの利用といった対策の導入を促進する。	計画・環境カ③	逐次実施		
④ 人工化された地表面被覆の改善 (国土交通省、環境省)	建物やアスファルト舗装などによって地表面が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、公園・緑地の整備、街路空間の緑化等による緑の確保、屋上・壁面緑化、水面の設置などの対策の導入を促進する。	計画・環境カ④	逐次実施		
⑤ ヒートアイランド対策に係る大綱の進捗状況の検証等 (環境省、国土交通省、関係府省)	ヒートアイランド対策関係府省連絡会議は、平成15年度策定のヒートアイランド対策に係る大綱に盛り込まれた対策の進捗状況について検証する。さらに、ヒートアイランド現象のメカニズムの解明、技術開発や対策手法の高度化の状況等を踏まえて、必要に応じ、大綱の見直しを柔軟に実施する。	重点・住宅カ④(3) ① [計画・環境カ⑥]	逐次実施		
⑥ 地方公共団体におけるヒートアイランド対策の推進 (環境省、国土交通省、関係府省)	国、関係地方公共団体などによる協議会を設置するなど、関係者間の十分な連携を図るとともに、大綱に基づき、ヒートアイランド現象が顕著な地方公共団体においてもヒートアイランド対策に係る計画の策定を促進する。	重点・住宅カ④(3) ②	逐次実施		